

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により特定事業の選定に当たって行った客観的な評価の結果を公表する。

令和8年3月3日

高松市長 大西 秀人

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

特定事業の選定

令和8年3月3日

高松市

目 次

1	事業内容	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 公共施設の管理者	1
	(3) 事業の内容	1
2	客観的な評価	2
	(1) 定量的評価（財政負担額の評価）	2
	(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）	2
	(3) 客観的な評価の結果	3
	別 紙	4

1 事業内容

(1) 事業名称

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

(2) 公共施設の管理者

高松市長 大西 秀人

(3) 事業の内容

①事業方式

事業者が、P F I 法に基づき、体育館の空調設備等整備及び屋根改修の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて空調設備等の維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とする。

②事業期間

事業契約締結日から令和 27 年 3 月 31 日までとする。

③本事業の業務範囲

本事業では、市立の全小・中学校（休校を除く）を対象とし、対象施設の空調設備等の新たな整備及び屋根改修を行う（空調設備等設置は、全小・中学校 66 か所のうち、64 か所を対象とし、小学校 2 か所は、市が別途設置する。）。

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

- (ア) 設計業務
- (イ) 施工業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 維持管理業務

④事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりとする。

- 基本協定の締結 令和 8 年 9 月
- 事業契約の締結 令和 8 年 12 月
- 事業期間

- ・設計・施工期間 事業契約締結日～令和 12 年 3 月 31 日
- ・維持管理期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 27 年 3 月 31 日

※維持管理は、空調設備等のみを対象とする。

※令和 9 年度の維持管理は、市が別途設置する小学校 2 施設のみとする。

令和 10 年度以降は、上記 2 施設と前年度までに設置を完了した対象施設を対象とする。

2 客観的な評価

本事業を市が従来方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合とを比較することにより客観的な評価を行った。

(1) 定量的評価（財政負担額の評価）

別紙に示す前提条件を基に、従来方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、約7.4%程度の縮減効果を見込むことができる。

(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業をPFI方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 空調設備等設置及び屋根改修の工期短縮及び同一期間内の整備完了

従来の公共事業では、設計、施工、工事監理及び維持管理等を別発注とするため、発注手続を含め空調設備等設置や屋根改修を短期間で完了することは困難であり、学校間で整備完了時期に大きな差が生じることが懸念される。

PFI方式を採用することにより、事業者の様々な創意工夫を引き出すことで各対象施設における工期及び事業全体の工期を短縮するとともに、最短期間で全ての対象施設について整備を完了することが可能となる。

② 空調設備等設置及び屋根改修に係る性能水準及び業務水準の確保と効率化・高質化

対象施設における設計、施工、工事監理及び維持管理等をPFI方式にて一括して発注することにより、空調設備等設置や屋根改修に係る性能及び仕様等が全ての対象施設で統一され、対象施設間における公平性が確保されるとともに、エネルギー使用状況等の把握や維持管理も行いやすくなる。

また、設計、施工、工事監理及び維持管理等を一貫して事業者が責任を負うことにより、効率的な施工や維持管理、メンテナンスが容易な空調設備等の導入が期待でき、事業期間を通じた安定的なサービス提供と品質の確保が期待できる。

③ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI方式で実施する場合、本事業の計画段階において、本事業に際してあらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、リスクの発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。

そのため、事業期間にわたって、円滑かつ効率的、安定的に事業を遂行することが期待できる。

(3) 客観的な評価の結果

本事業は、P F I 方式で実施することにより、従来方式で実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額について約 7.4%程度の縮減を見込むことができ、サービス水準の向上等も期待できる。

このため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにP F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。

別 紙

前提条件

項目	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
市の 財政負担額の 主な内訳	① 設計費、施工費、工事監理費 ② 維持管理費 ③ 市債支払利息	① 設計・施工等のサービス対価 (設計費、施工費、工事監理費) ② 維持管理のサービス対価 ③ 市債支払利息 ④ S P C 設立費・運営費 ⑤ アドバイザー費用
共通条件	① 事業期間 : 事業契約締結日から令和 27 年 3 月 31 日まで (18 年間 3 か月) うち、設計・施工期間は 3 年 3 か月間 うち、維持管理期間は 18 年間 ② 事業規模 : 全 66 か所 (空調設備等設置は 64 か所) における空調設備等設置及び屋根改修の設計、施工及び工事監理並びに空調設備等の維持管理等 ③ 割引率 : 2.95%	
施設整備費	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
維持管理費	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
資金調達の内訳	① 一般財源 ② 市債	① 一般財源 ② 市債

※前提条件は市が独自に設定したものであり、応募事業者の提案内容を制約するものではない。